

「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙</p> <p>1 納税義務者関係</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>(11) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定する新設法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(2)号様式の「新設法人に該当する旨の届出書」により提出する。</p> <p>(12) <u>消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書</u> <u>法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定する特定新規設立法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(3)号様式の「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」により提出する。</u></p> <p>6 申告関係</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の中間申告書</p> <p><u>イ 法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》及び地方税法(以下「地法」という。)附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、第26号様式の「消費税及び地方消費税の中間申告書」により提出する。</u></p> <p><u>ロ 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する六月中間申告書の提出を要しない六月中間申告対象期間につき六月中間申告書を提出する旨の届出書は、第26-(2)号様式の「任意の中間申告書を提出する旨</u></p>	<p>別紙</p> <p>1 納税義務者関係</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定する第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する新設法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(2)号様式の「新設法人に該当する旨の届出書」により行う。</p> <p>6 申告関係</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の中間申告書 法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》及び地方税法(以下「地法」という。)附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、第26号様式の「消費税及び地方消費税の中間申告書」により提出する。</p>

改正後	改正前
<p><u>の届出書」により提出する。</u></p> <p>ハ <u>法第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》に規定する六月中間申告書の提出を要しない六月中間申告対象期間につき六月中間申告書を提出することをやめようとする旨の届出書は、第26-③号様式の「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」により提出する。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (2)のロの申告書</p> <p>第28-②号様式の「付表5 控除対象仕入税額の計算表(簡易用)」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (2)のロの申告書</p> <p>第28-②号様式の「付表5 控除対象仕入税額の計算表(簡易用)」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p>

改 正 後

改 正 前

第10・(3)号様式

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

平成 年 月 日 届 出 者		〈フリガナ〉 (〒 -)		
_____ 税務署長殿		〈フリガナ〉 納 税 地 (電話番号 - -)		
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (電話番号 - -) 印		
<p>下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。</p>				
消費税法の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日		
事業内容等		設立年月日 平成 年 月 日		
		事業年度 自 月 日 至 月 日		
		事業内容		
イ	特定要件の判定	① 特定要件の判定の基準となつた他の者	納 税 地 等 氏名又は名称	
		② ①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	株(円) ③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合(②/③×100) %	
	③ 新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額	株(円)		
	ロ	基準期間に相当する期間の課税売上高	納 税 地 等 氏名又は名称	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
		基準期間に相当する期間の課税売上高	円	
上記イ③の割合が60%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。				
参 考 事 項				
税 理 士 署 名 押 印 _____ 印 (電話番号 - -)				
届 出 書 番 号	_____	部 門 番 号	_____	
届 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理	年 月 日	
		台 帳 整 理	年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

(新 設)

改 正 後

第24号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

平成 年 月 日		届 出 者 (フリガナ)		(〒 -)	
		納 税 地		(電話番号 - -)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (フリガナ)		印	
税務署長殿					
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。					
①	適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
③	②の課税売上高	円			
事業内容等		(事業の内容) (事業区分)			
提出要件の確認		次のイ又はロの場合に該当する （「はい」の場合のみ、イ又はロの項目を記載してください。）		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	平成 年 月 日		はい <input type="checkbox"/>
	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の2第1項に規定する「特定新設法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	平成 年 月 日		はい <input type="checkbox"/>
ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の2第1項に規定する「特定新設法人」に該当する（該当していた）場合	基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。		はい <input type="checkbox"/>	
※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ又はロに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行うと、原則としてこの届出の届出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。					
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)			

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第24号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

平成 年 月 日		届 出 者 (フリガナ)		(〒 -)	
		納 税 地		(電話番号 - -)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (フリガナ)		印	
税務署長殿					
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。					
①	適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
③	②の課税売上高	円			
事業内容等		(事業の内容) (事業区分)			
提出要件の確認		次のイ又はロの場合に該当する （「はい」の場合のみ、イ又はロの項目を記載してください。）		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	平成 年 月 日		はい <input type="checkbox"/>
	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の2第1項に規定する「特定新設法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	平成 年 月 日		はい <input type="checkbox"/>
ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の2第1項に規定する「特定新設法人」に該当する（該当していた）場合	基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。		はい <input type="checkbox"/>	
※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ又はロに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行うと、原則としてこの届出の届出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。					
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)			

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第20-12号様式

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(収受印)

平成 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 代表者 又は 主たる事務所の 所在地 (フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 代表者 (フリガナ) 代表者住所 (〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名 (フリガナ)	印
	____ 税務署長殿	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所 (電話番号 - -)	
下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出 したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。			
①	適用開始中間 申告対象期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
③	②の直前の 課税期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	④の課税期間 における 確定消費税額 円
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③の月数)		円
参考事項		税理士 署名 押印 (電話番号 - -)	印
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	台帳整理 年 月 日
		確認印	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

(新設)

改正後

改正前

第24-D)号様式

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

収受印

平成 年 月 日	届	〈フリガナ〉 納 税 地	〈 ー ー 〉 〈電話番号 ー ー 〉
		〈フリガナ〉 住所又は居所 (法人の場合) 本 居 所 又 は 主たる事務所 の 所 在 地	〈 ー ー 〉 〈電話番号 ー ー 〉
	出 者	〈フリガナ〉 名 称 (屋 号)	
		〈フリガナ〉 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	印
		〈フリガナ〉 代 表 者 住 所	〈電話番号 ー ー 〉
		税務署長殿	

下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する 旨の届出書の提出日	平成 年 月 日
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業を廃止した日		平成 年 月 日
参考事項		税理士 署名 押 印 〈電話番号 ー ー 〉

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

(新 設)

改 正 後

第27-(2)号様式

Header section of the tax return form, including fields for year/month/day, tax office name, and applicant information.

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

Main calculation table for consumption tax and local consumption tax, including columns for tax type, amount, and various adjustments.

平成二十八年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

改 正 前

第27-(2)号様式

Header section of the tax return form, including fields for year/month/day, tax office name, and applicant information.

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

Main calculation table for consumption tax and local consumption tax, including columns for tax type, amount, and various adjustments.

平成九年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

改正後

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	
項 目		金 額	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	課税売上額(税抜き)	①	円
	免税売上高	②	
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の③欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	
	非課税売上額	⑥	
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の③欄へ
課税売上割合(④/⑦)		(%)	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込)	⑧	※注2参照	
課税仕入れに係る消費税額(⑧× $\frac{6.3}{108}$)	⑨	※注3参照	
課税貨物に係る消費税額	⑩		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑫		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が9.5%以上の場合	⑬	(⑫の金額)	
課税5%売上高超過割満が又合の場合は	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭+(⑮×④/⑦))	⑯
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭×④/⑦)	⑰
控除の税調額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲	※申告書の④欄へ
差引	控除対象仕入税額((⑬、⑯又は⑰の金額)±⑳±㉑)	㉒	※申告書の⑤欄へ
	控除過大調整税額((⑬、⑯又は⑰の金額)±㉒±㉓)	㉓	※申告書の⑤欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉔		※申告書の⑤欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等のある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込)} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

4 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑤欄に記入する。

改正前

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	
項 目		金 額	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	課税売上額(税抜き)	①	円
	免税売上高	②	
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の③欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	
	非課税売上額	⑥	
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の③欄へ
課税売上割合(④/⑦)		(%)	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込)	⑧	※注2参照	
課税仕入れに係る消費税額(⑧× $\frac{4}{105}$)	⑨	※注3参照	
課税貨物に係る消費税額	⑩		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑫		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が9.5%以上の場合	⑬	(⑫の金額)	
課税5%売上高超過割満が又合の場合は	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭+(⑮×④/⑦))	⑯
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭×④/⑦)	⑰
控除の税調額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲	※申告書の④欄へ
差引	控除対象仕入税額((⑬、⑯又は⑰の金額)±⑳±㉑)	㉒	※申告書の⑤欄へ
	控除過大調整税額((⑬、⑯又は⑰の金額)±㉒±㉓)	㉓	※申告書の⑤欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉔		※申告書の⑤欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等のある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込)} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑤欄に記入する。

改 正 後

第28-③号様式

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 の課税期間分)

整理番号	
------	--

1 死亡した事業者の納税地・氏名等														
納税地		フリガナ	氏名		死亡年月日	平成	年	月	日					
2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)				相続人等の代表者の氏名										
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)														
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額														
納める消費税及び地方消費税の合計額		①	円		還付される消費税及び地方消費税の合計額		④	円						
①のうち消費税		②			④のうち消費税		⑤							
①のうち地方消費税		③			④のうち地方消費税		⑥							
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)														
相続人等に 関する 事項	住所又は居所													
	フリガナ													
	氏名		◎		◎		◎		◎		◎			
	職業及び続柄		職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄		
	生年月日		明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日
	電話番号		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	相続分		⑦	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		
	相続財産の価額		⑧											
	各納付税額の計		⑨	消費税 [②×⑦]		⑩		地方消費税 [③×⑦]		⑪		計 [⑨+⑩]		
	各還付税額の計		⑫	消費税 [⑤の分割額]		⑬		地方消費税 [⑥の分割額]		⑭		計 [⑫+⑬]		
還付される税金の受取場所	銀行名等		銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合		
	支店名等		支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店		
	預金の種類		預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金		
	口座番号													
	記号番号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	郵便局等の窓口受取りを希望する場合		郵便局名等											
※ 税務署処理欄														

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て
⑫・⑬欄は、各人の1円未満の端数切捨て

改 正 前

第28-③号様式

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 の課税期間分)

整理番号	
------	--

1 死亡した事業者の納税地・氏名等														
納税地		フリガナ	氏名		死亡年月日	平成	年	月	日					
2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)				相続人等の代表者の氏名										
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)														
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額														
納める消費税及び地方消費税の合計額		①	円		還付される消費税及び地方消費税の合計額		④	円						
①のうち消費税		②			④のうち消費税		⑤							
①のうち地方消費税		③			④のうち地方消費税		⑥							
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)														
相続人等に 関する 事項	住所又は居所													
	フリガナ													
	氏名		◎		◎		◎		◎		◎			
	職業及び続柄		職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄		
	生年月日		明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日
	電話番号		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	相続分		⑦	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		
	相続財産の価額		⑧											
	各納付税額の計		⑨	消費税 [②×⑦]		⑩		地方消費税 [③×⑦]		⑪		計 [⑨+⑩]		
	各還付税額の計		⑫	消費税 [⑤の分割額]		⑬		地方消費税 [⑥の分割額]		⑭		計 [⑫+⑬]		
還付される税金の受取場所	銀行名等		銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合	銀行	金庫・組合		
	支店名等		支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店		
	預金の種類		預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金		
	口座番号													
	記号番号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	郵便局等の窓口受取りを希望する場合		郵便局名等											
※ 税務署処理欄														

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て
⑫・⑬欄は、各人の1円未満の端数切捨て

改正後

第28-4号様式

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称		
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 000	円 000
消費税額 ②				
控除過大調整税額 ③				
控除対象仕入税額 ④				
返還等対価に係る税額 ⑤				
貸倒れに係る税額 ⑥				
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦				
控除不足還付税額 (⑦-③) ⑧				
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				
控除不足還付税額 ⑪				
差引税額 ⑫				
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬				
還付額 ⑭				
納税額 ⑮				
合計差引納付額 (⑮-⑭) ⑯				

改正前

第28-4号様式

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称	
区分	旧税率適用分 A	税率4%適用分 (地方消費税の課税標準となる消費税額) B	合計 (A+B) (消費税の税額) C
課税標準額			
税率4%適用分 ①		円 000	円 000
旧税率適用分 ②	円 000		円 000
計 (①+②) ③	円 000	円 000	円 000
消費税額			
税率4%適用分 (①×4%) ④			
旧税率適用分 ⑤			
計 (④+⑤) ⑥			
控除過大調整税額 ⑦			
控除対象仕入税額 ⑧			
返還等対価に係る税額 ⑨			
貸倒れに係る税額 ⑩			
控除税額小計 (⑧+⑨+⑩) ⑪			
控除不足還付税額 (⑪-⑦) ⑫			
差引税額 (⑥+⑦-⑪) ⑬			
合計差引税額 (⑬-⑫) ⑭			

改正後

第28-(5)号様式

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		氏名又は名称			
項 目		税率0%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
	課税売上額(税抜き) ①	円	円	円	円
	免税売上額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				※申告書の⑧欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
	非課税売上額 ⑥				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※申告書の⑧欄へ
	課税売上割合(④/⑦)				[%] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧				
	課税仕入れに係る消費税額 ⑨	(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/109)	(⑧C欄×83/109)	
	課税貨物に係る消費税額 ⑩				
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪				
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑧+⑨±⑩) ⑫				
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が9.5%以上の場合 (⑫の金額) ⑬				
課税5% 売価売% 上円上未 高超過満 が又合の は場合	⑭のうち、課税売上げのみ要するもの ⑭				
	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑮				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [(⑭+⑮)×④/⑦] ⑯				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭×④/⑦) ⑰				
控除の 税調額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲				
差引	控除対象仕入税額 [(⑧、⑨又は⑩の金額)±⑫±⑬]がプラスの時 ⑳	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧C欄へ	※付表1の⑧A欄へ
	控除対象仕入税額 [(⑧、⑨又は⑩の金額)±⑫±⑬]がマイナスの時 ㉑	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧C欄へ	※付表1の⑧A欄へ
差引	控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時 ㉒	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧C欄へ	※付表1の⑧A欄へ
	貸倒回収に係る消費税額 ㉓				

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

改正前

第28-(5)号様式

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		氏名又は名称		
項 目		旧税率適用分 A	税率4%適用分 B	合計金額 (A+B) C
	課税売上額(税抜き) ①	円	円	円
	免税売上額 ②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			※申告書の⑧欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤			
	非課税売上額 ⑥			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			※申告書の⑧欄へ
	課税売上割合(④/⑦)			[%] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧			
	課税仕入れに係る消費税額 ⑨			
	課税貨物に係る消費税額 ⑩			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑧+⑨±⑩) ⑫			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が9.5%以上の場合 (⑫の金額) ⑬			
課税5% 売価売% 上円上未 高超過満 が又合の は場合	⑭のうち、課税売上げのみ要するもの ⑭			
	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑮			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [(⑭+⑮)×④/⑦] ⑯			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭×④/⑦) ⑰			
控除の 税調額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲			
差引	控除対象仕入税額 [(⑧、⑨又は⑩の金額)±⑫±⑬]がプラスの時 ⑳	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧A欄へ
	控除対象仕入税額 [(⑧、⑨又は⑩の金額)±⑫±⑬]がマイナスの時 ㉑	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧A欄へ
差引	控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時 ㉒	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧A欄へ
	貸倒回収に係る消費税額 ㉓			

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

改正後

第28-(6)号様式

付表4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

経過措置対象課税資産の
譲渡等を含む課税期間用

簡易

区分		課税期間	氏名又は 名称		
		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 000
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ	※付表5-2の①B欄へ	※付表5-2の①C欄へ	※付表5-2の①D欄及び申告書の②欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表5-2の②D欄及び申告書の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	④	〔付表5-2の⑤A欄又は30A欄の金額〕	〔付表5-2の⑤B欄又は30B欄の金額〕	〔付表5-2の⑤C欄又は30C欄の金額〕
	返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄及び申告書の④欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥			※申告書の⑤欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※申告書の⑥欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧				
差引税額 (②+③-⑦)	⑨				
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は申告書の⑦欄へ ※プラスの場合は申告書の⑧欄へ
課税標準額	控除不足還付税額	⑪	〔B欄の金額〕	〔C欄の金額〕	
	差引税額	⑫	〔B欄の金額〕	〔C欄の金額〕	
	合計差引税額 (⑫-⑪)	⑬			※マイナスの場合は申告書の⑧欄へ ※プラスの場合は申告書の⑨欄へ
課税標準額	還付税額	⑭	〔B欄×2/100〕	〔C欄×17/63〕	
	納税額	⑮	〔B欄×2/100〕	〔C欄×17/63〕	
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭)	⑯				※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ

改正前

第28-(6)号様式

付表4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

経過措置対象課税資産の
譲渡等を含む課税期間用

簡易

区分		課税期間	氏名又は名称	
		旧税率適用分 A	税率4%適用分 (地方消費税の課税標準と なる消費税額) B	合計 (A+B) (消費税の税額) C
課税標準額	税率4%適用分	①		円 000
	旧税率適用分	②	円 000	円 000
	計 (①+②)	③	円 000	円 000
消費税額	税率4%適用分 (①×4%)	④		
	旧税率適用分	⑤		
	計 (④+⑤)	⑥	※付表5-2の①欄へ	※付表5-2の①欄及び申告書の②欄へ
貸倒回収に係る消費税額	⑦		※付表5-2の②欄へ	※付表5-2の②欄及び申告書の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	⑧	※付表5-2の⑤又は⑥欄の金額	※付表5-2の⑤又は⑥欄の金額 ※申告書の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑨		※付表5-2の③欄へ
	貸倒れに係る税額	⑩		※申告書の⑤欄へ
控除税額小計 (⑧+⑨+⑩)	⑪			※申告書の⑥欄へ
控除不足還付税額 (⑪-⑥-⑦)	⑫		※申告書の⑦欄へ	
差引税額 (⑥+⑦-⑪)	⑬		※申告書の⑧欄へ	
合計差引税額 (⑬-⑫)	⑭			※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ

改 正 後

第28-(7)号様式

付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	-----------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表4の②A欄)	(付表4の②B欄)	(付表4の②C欄)	(付表4の②D欄)
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4の③A欄)	(付表4の③B欄)	(付表4の③C欄)	(付表4の③D欄)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4の④A欄)	(付表4の④B欄)	(付表4の④C欄)	(付表4の④D欄)
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②+③) ④				

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
①×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%) ⑤	※付表4の⑤A欄へ	※付表4の⑤B欄へ	※付表4の⑤C欄へ	※付表4の⑤D欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	売上割合
事業区分別の合計額 ⑥					%
第一種事業 (卸売業) ⑦				※ *	
第二種事業 (小売業) ⑧				※ *	
第三種事業 (製造業等) ⑨				※ *	
第四種事業 (その他) ⑩				※ *	
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※ *	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑫				
第一種事業 (卸売業) ⑬				
第二種事業 (小売業) ⑭				
第三種事業 (製造業等) ⑮				
第四種事業 (その他) ⑯				
第五種事業 (サービス業等) ⑰				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は引引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑰の欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

(1/2)

改 正 前

第28-(7)号様式

付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	-----------	--------	--

項 目	課 税 期 間 計	うち税率4%適用分
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表4の⑥C)	(付表4の⑥B)
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4の⑦C)	(付表4の⑦B)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4の⑧C)	(付表4の⑧B)
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 (①+②+③) ④		
1種類の事業の事業者の場合(付表4の⑨A欄) ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%) ⑤	※付表4の⑨Cへ	※付表4の⑨Bへ

区 分	事業区分別の課税売上高(税抜き)			左の課税売上高に係る消費税額	
	(課税期間計)	うち税率4%適用分	売上割合	(課税期間計)	うち税率4%適用分
事業区分別の合計額 ⑬	※(課税期間計) 円	円	%	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	※ %		%		
第二種事業 (小売業) ⑮	※ %				
第三種事業 (製造業等) ⑯	※ %				
第四種事業 (その他) ⑰	※ %				
第五種事業 (サービス業等) ⑱	※ %				

控除対象仕入税額の計算式区分		算出額
(課税期間計)		うち税率4%適用分
原則計算を適用する場合 ⑲	④×みなし仕入率 (⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%) / ⑲	円

1種類の事業で75%以上 ⑳	④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	
2種類の事業を適用する場合 ㉑	(⑭+⑮) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×90%+ (⑭-⑮) × 80%) / ⑲]	
	(⑭+⑯) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×90%+ (⑭-⑯) × 70%) / ⑲]	
	(⑭+⑰) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×90%+ (⑭-⑰) × 60%) / ⑲]	
	(⑭+⑱) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×90%+ (⑭-⑱) × 50%) / ⑲]	
	(⑮+⑯) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×80%+ (⑮-⑯) × 70%) / ⑲]	
	(⑮+⑰) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×80%+ (⑮-⑰) × 60%) / ⑲]	
	(⑮+⑱) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×80%+ (⑮-⑱) × 50%) / ⑲]	
	(⑯+⑰) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×70%+ (⑯-⑰) × 60%) / ⑲]	
	(⑯+⑱) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×70%+ (⑯-⑱) × 50%) / ⑲]	
	(⑰+⑱) / ⑬ ≥ 75% ④× [(⑬×60%+ (⑰-⑱) × 50%) / ⑲]	

【控除対象仕入税額】
選択可能な計算方式による⑲-㉑の内から選択した金額) ㉒ ※付表4の⑨Cへ ※付表4の⑨Bへ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は引引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑰の欄にはその売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

改 正 後

改 正 前

③ 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.33%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 $\left(\frac{\text{①} \times 80\% + \text{②} \times 80\% + \text{③} \times 70\% + \text{④} \times 80\% + \text{⑤} \times 80\%}{\text{⑥}} \right) \times \text{⑦}$	円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.33%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
(①/②)・(③/④)・(⑤/⑥)・(⑦/⑧)・(⑨/⑩)・(⑪/⑫) ≥ 75% ④×みなし仕入率 (80%・80%・70%・80%・80%)	円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.33%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (①+②)/③ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 80\%}{\text{⑧}}$	円	円	円	円
第一種及び第三種事業 (①+③)/④ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 70\%}{\text{⑧}}$				
第一種及び第四種事業 (①+④)/⑤ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 80\%}{\text{⑧}}$				
第一種及び第五種事業 (①+⑤)/⑥ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 50\%}{\text{⑧}}$				
第二種及び第三種事業 (②+③)/④ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 70\%}{\text{⑧}}$				
第二種及び第四種事業 (②+④)/⑤ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 80\%}{\text{⑧}}$				
第二種及び第五種事業 (②+⑤)/⑥ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 50\%}{\text{⑧}}$				
第三種及び第四種事業 (③+④)/⑤ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 70\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 80\%}{\text{⑧}}$				
第三種及び第五種事業 (③+⑤)/⑥ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 70\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 50\%}{\text{⑧}}$				
第四種及び第五種事業 (④+⑤)/⑥ ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑤} \times 80\% + (\text{⑥} - \text{⑦}) \times 50\%}{\text{⑧}}$				

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.33%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(①～⑫)の内から選択した金額	※付表4の①A欄△	※付表4の②B欄△	※付表4の③C欄△	※付表4の④D欄△

※金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。